

議 第 三 号

仙台市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条第六項及び第七項並びに仙台市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

令和五年三月十日

提 出 者

議会運営委員会 委員長 橋 本 啓 一

仙台市議会議長
赤間 次 彦 様

仙台市議会会議規則の一部を改正する規則

仙台市議会会議規則(昭和三十四年仙台市議会規則第一号)の一部を次のように改正する。
第百十四条第二項を次のように改める。

2 議事は、録音の方法により記録する。

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

理 由

本会議における議事の記録を速記法から録音の方法に変更することに伴い、現行規則の一部を改正する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。